

帝京平成大学不正相談・告発規程

(目的)

第1条 この規程は、帝京平成大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る不正の相談・告発の処理体制、相談者・告発者・被告発者の保護及び調査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正の相談・告発」とは、本学の教職員等又は学外の任意の者が、次の各号に掲げる事実を本学の相談窓口及び告発窓口に通報することをいう。

(1) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定める通報対象事実

(2) 公的研究費を用いた研究活動にあたってなされた不正行為又は倫理規定違反

(3) 公的研究費の交付を受けて行われる補助事業の遂行にあたってなされた研究費の不正使用

2 この規程において「告発者」とは前項各号に係る申し立てをした者を、「被告発者」とは、直接の告発の対象となった研究者等を指すものとする。

3 その他の語の定義については、「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」に準ずるものとする。

(法令との関係)

第3条 この規程に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところによる。

(相談・告発の方法)

第4条 相談・告発の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談の何れかによるものとする。

(相談・告発受付窓口)

第5条 公的研究費に係る不正の相談・告発に対応するため受付窓口を設置し、池袋キャンパス事務局総務課課長（以下「窓口担当」という。）が担当する。

(相談・告発の受付体制及び窓口担当の義務)

第6条 原則として告発は、顕名により行われ、第2条第1項各号の不正を行ったとする研究者・グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

2 第4条による告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、10年以内に行わなければならない。

3 窓口担当は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するとともに、速やかに当該告発を受け付けた旨を、告発者及び当該告発に関係する部局

責任者等に通知するものとする。

- 4 窓口担当は、相談者、告発者及び被告発者が特定されないように適切な措置を講じ、保護を徹底しなければならない。
- 5 最高管理責任者、統括管理責任者、窓口担当等の相談・告発を知る立場にある者は、相談・告発内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 6 相談・告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、窓口担当は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 相談の内容が、研究活動上の不正行為・不正使用が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為・不正使用を求められている等であるときは、窓口担当は最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告する。
- 9 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

(悪意に基づく告発)

- 第7条 何人も、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下、「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び文部科学省等に対して、その措置の内容等を通知する。

(行動規範)

- 第8条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る本学の研究者等の行動規範を策定する。

(予備調査)

- 第9条 第6条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、公正に予備調査が行える委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する

措置をとることができる。

- 5 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 7 最高管理責任者は予備調査委員会より予備調査の報告を受け、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に当該事案について本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び文部科学省等に報告する。また、報道機関や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。
- 8 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとし、本学は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会)

- 第10条 最高管理責任者は、「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」第12条第2項に規定する調査を実施するために、事案毎に調査委員会を置く。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、すべての調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、本学に属さない第三者の調査委員は本学と直接の利害関係を有しない者とする。本調査にあたっては、本学に属さない外部有識者が半数以上占めるものとする。
 - (1) 委員長として、最高管理責任者が指名する本学専任教員 1名
 - (2) 委員として、最高管理責任者が指名する本学専任教職員 若干名
 - (3) 総務課長
 - (4) 公正かつ透明性の確保の観点から本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）若干名
 - (5) その他特に必要と認める者 若干名
 - 3 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる通りとする。
 - (1) 研究活動上の不正行為・不正使用の疑義に関する本調査を行うこと
 - (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること
 - (3) その他対象となる事案に関する必要なこと
 - 4 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。
 - 5 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 6 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 7 調査方法等については、別に定める。

(本調査)

- 第11条 予備調査の結果、本調査を行うことを決定した場合は、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、調査委員会は速やかに本調査を実施しなければならない。
- 2 告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査の協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
 - 3 告発された事案の調査にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
 - 4 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員の氏名及び所属を示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は当該通知を受けた日から起算して7日以内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、内容を審査し、妥当であると判断した場合は、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときには、当該案件にかかる研究費の配分機関及び文部科学省等に本調査を行う旨を報告する。
 - 6 調査委員会は、本調査実施の決定した日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。
 - 7 本学は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、当該配分機関に報告する。
 - 8 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより本調査を実施する。この際、被告発者に弁明の聴取が行われなければならない。
 - 9 調査委員会が再実験により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。その際、調査委員会の指示・監督の下、行うこととする。
 - 10 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
 - 11 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
 - 12 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。調査委員会は、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限してはならない。

- 1 3 調査委員会は告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 1 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 1 5 最高管理責任者は、配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。
- 1 6 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。
- 1 7 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 1 8 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、本条第9項の定める保障を与えなければならない。

(本調査の事実認定及び措置)

- 第12条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為又は不正使用が行われたか否か、不正行為又は不正使用と認定された場合はその内容、悪質性、不正行為又は不正使用に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項等について認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、不正行為又は不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 - 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 6 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出することとする。

- 7 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為又は不正使用か否かの認定を行うものとする。
- 8 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為又は不正使用を認定することはできない。
- 9 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為又は不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為又は不正使用と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為又は不正使用であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 10 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為・不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が調査機関以外の研究機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 11 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
- 12 最高管理責任者は、被告発者に不正行為又は不正使用の事実があると認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 被告発者に対して不正行為又は不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
 - (2) 不正行為又は不正使用と認定された研究活動に係る研究結果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
 - (3) 学校法人帝京平成大学（以下「学園」という。）就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。
 - (4) 前号の処分が課されたときは、該当する配分機関及び文部科学省等に対して、その処分の内容等を通知する。
 - (5) 本学と取引する業者が不正行為又は不正使用に関与している場合は、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に準じて取引停止等の手続きを行う。
- 13 最高管理責任者は、被告発者に不正行為又は不正使用の事実がないと認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
 - (2) 被告発者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。
 - (3) 告発者が、不正行為又は不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら通報を行ったり、被告発者の名誉を貶めたり、精神的苦痛を与えること等を目的として通報したことが明らかである場合には、学内関係者については学園就業規則に基づく懲戒

処分の手続きを行う。告発者が学外者である場合には、本調査の結果に応じ法的措置を講じる場合がある。

(不服申立て)

- 第13条 被告発者及び告発者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、前条第10項の通知日から起算して14日以内に文書により不服の申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公平性及び専門性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認められるときは、この限りではない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第10条第2項に準じて指名する。
 - 5 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定を通知する。再調査を行う決定をした場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定を通知する。
 - 6 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省等に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 7 再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
 - 8 前項に定める不服申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立者に対し、その決定を通知するものとする。
 - 9 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 10 最高管理責任者は、本条第8項又は第9項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告

発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為・不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省等に報告する。

(調査結果の公表)

- 第14条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為・不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 3 不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 4 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為・不正使用がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査の協力義務)

- 第15条 本学の研究者等は、予備調査あるいは本調査の実施の際に、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は調査委員会から調査の実施上必要な協力を求められた場合、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(秘密保持)

- 第16条 調査委員会その他通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。た

だし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(学内告発者の保護)

第17条 最高管理責任者は、告発者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために適切な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者他本学の教職員は、告発者が通報したことを理由として、当該告発者等に対して解雇その他不利益な取扱い及び精神的苦痛を与えるような行為を一切してはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行うことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、当該告発者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な措置等をしてはならない。

(学外告発者の保護)

第18条 最高管理責任者は、学外からの告発者の個人情報の保護に務め、告発をしたことにより物理的又は精神的な苦痛や経済的な不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(被告発者の保護)

第19条 最高管理責任者他本学の教職員は、被告発者が通報されたこと又は相当な理由なしに、単に告発がなされたことを理由として、当該被告発者等に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱い及び精神的苦痛を与えるような行為を一切してはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、当該被告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行うことができる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第20条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為・不正使用に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が本条第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(是正措置等)

- 第21条 本調査の結果、研究活動上の不正行為・不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。
- 2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
 - 3 最高管理責任者は、本条第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関及び文部科学省等に対して報告するものとする。

(事務)

- 第22条 この規程に関する事務は、総務課において処理をする。

(雑則)

- 第23条 この規程に定めるもののほか、相談・告発の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、2015年3月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、2019年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、2020年7月1日から改定施行する。